

省エネ法における荷主の扱いについて

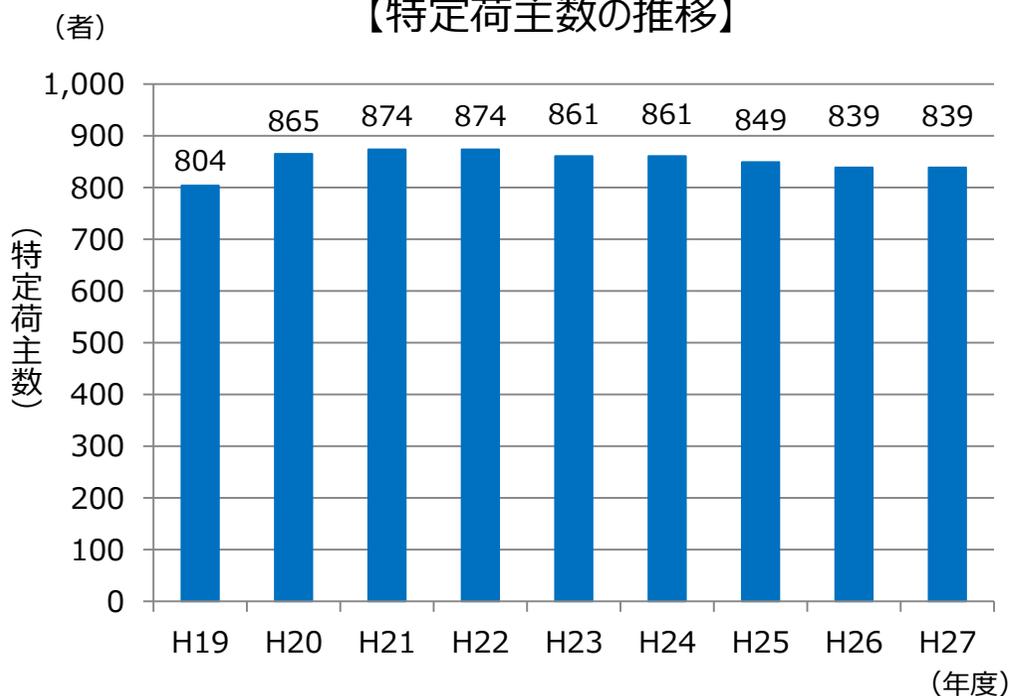
資源エネルギー庁

平成28年10月6日

荷主に係る措置（平成17年省エネ法改正で導入）の概要

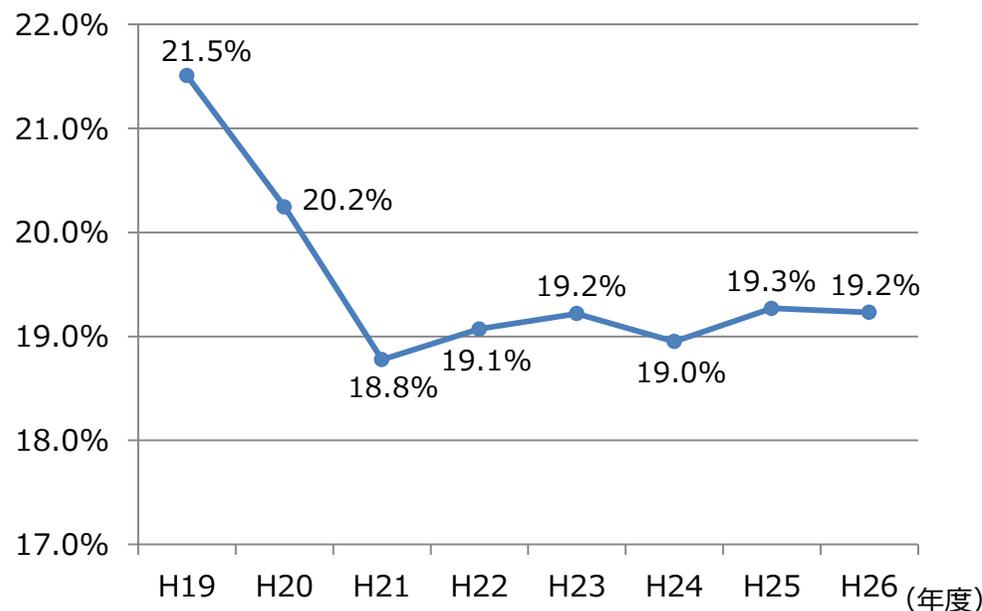
- 貨物輸送事業者に加えて、荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者）に対して、貨物輸送事業者に行わせる貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めること等を求めている。
- 年度の輸送量が3,000万トンキロ以上である荷主を「特定荷主」として指定し、エネルギー使用の状況の報告義務等を課している。

【特定荷主数の推移】



出典：資源エネルギー庁「平成26,27年度省エネ法における荷主の判断基準遵守状況等分析調査」

【貨物輸送に占める特定荷主のエネルギー消費量の推移】



出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、経済産業省「平成26,27年度省エネ法における荷主の判断基準遵守状況等分析調査」から推計

特定荷主に係る措置の概要

義務の内容

1. 計画の策定（主務大臣への提出）【年1回：毎年度6月末】

項目 (例)

- ・取組方針の作成及びその効果等の把握（目標の設定 等）
 - ・関連インフラの整備（物流拠点等の整備、標準化及び情報化の推進 等）
 - ・貨物輸送事業者及び着荷主等との連携（エコドライブ、他の荷主との共同輸配送、帰り荷の確保への協力 等）
 - ・製造業における環境に配慮した製品開発及び生産体制整備（在庫時間の調整、貨物の輸送距離の削減 等）
- ⇒判断基準（告示）の目標部分に関して実施可能な取組を選定

2. 定期の報告（主務大臣への提出）【年1回：毎年度6月末】

報告の内容

- ・輸送モード_{※1}ごとの貨物の輸送に係るエネルギー使用量（kl） ⇒出荷貨物ごとの【貨物重量】×【輸送距離】×【トンキロ原単位】の合計等により算定
- ・貨物の輸送に係るエネルギーの使用に係る原単位 = 貨物の輸送に係るエネルギー使用量（kl） ÷ 売上高 or 輸送コスト等_{※2}
- ・貨物の輸送に係るエネルギーの使用に係る原単位が中長期で年平均1%以上改善できなかった場合その理由
- ・判断基準の遵守状況

※1：トラック、鉄道、船舶、航空等

※2：貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（どの値を選択するかについては報告者自身が決定）

等

法的措置

- 取組が著しく不十分な場合 → 必要な措置をとるべき旨を勧告
- その勧告に従わなかった場合 → 企業名等を公表
- 正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じなかった場合 → その勧告に従うように命令（罰則あり）

荷主の判断基準（基準部分）の概要

<取組の枠組み>

- ・省エネの取組方針を策定
- ・エネルギー使用の実態、省エネに関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握
- ・エネルギー使用の実態等の把握方法について定期的な確認を実施，エネルギー使用の実態等をより適正に把握

<取組体制の整備>

- ・責任者を設置
- ・社内研修を行うための体制を整備

<モーダルシフト>

- ・貨物の適性を踏まえ、鉄道及び船舶の活用により、輸送量当たりの貨物輸送のエネルギー使用量を削減

<サードパーティーロジスティクスの活用>

- ・サードパーティーロジスティクスを効果的に活用

<積載率の向上>

- ・輸送単位が小さい場合には、貨物輸送事業者に対し積み合わせ輸送を実施するよう発注、又は混載便を利用
- ・貨物輸送事業者に対し、輸送量に応じた適正車種の選択を発注

<貨物の輸送距離の短縮>

- ・輸送先及び輸送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け
- ・ルートごとの標準的な輸送手段を定める等により、貨物輸送事業者に対し、輸送距離全体の短縮を発注
- ・車両の大型化、トレーラー化、船舶の大型化、その他の手段により、貨物輸送事業者に対し、便数の削減を発注

<自営転換の推進>

- ・自営転換（※自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物自動車への輸送の転換を図ること）の推進

<燃費の向上>

- ・出庫時間の調整等により道路混雑時の貨物輸送を見直し，貨物輸送の円滑化を推進

<貨物輸送事業者及び着荷主との連携>

- ・着荷主と調整し、取引単位の大規模化等により、貨物の輸送頻度、納品回数の削減及びリードタイムを見直し
- ・計画性及び必然性のない多頻度少量輸送及びジャスト・イン・タイム（曜日及び時間指定）の貨物輸送を見直し
- ・輸送時間及び輸送の発注時間の決定方法を定め、緊急な貨物輸送を回避するよう計画的な貨物輸送を実施

<製造業における環境に配慮した製品開発の実施>

- ・商品及びその荷姿の標準化により積み合わせ輸送を容易化
- ・輸送効率を考慮し、製品及びその包装資材の軽量化又は小型化を推進